平成28年度 CLT建築物等普及促進事業のうち 協議会が取り組む実証的建築支援事業 (通称:CLTを活用した建築物等実証事業) 募集要領

平成28年11月 木構造振興株式会社 公益財団法人日本住宅・木材技術センター

平成 28 年度 CLT 建築物等普及促進事業のうち 協議会が取り組む実証的建築支援事業

(通称:CLT を活用した建築物等実証事業)

募集要領

1. 事業の趣旨

CLT 建築物等普及促進事業は、CLT (直交集成板)等を活用した建築物の普及の課題や解決策を見い出し、さらにはそのような事例を全国的に波及させることにより、CLT の加速的普及を図ることを目的としています。この観点から、本事業は CLT 等新たな製品・技術(以下「CLT 等」という。)を活用した建築物の設計・建築等を実証する事業提案(以下「実証事業」という。)を募り、その過程により、新たな発想等を引き出すとともに、普及のための課題点やその解決方法を明らかにし、具体的な需要の拡大につなげることを目的としています。

木構造振興(株)(以下、「木構振」という。)と(公財)日本住宅・木材技術センター(以下、「住木センター」という。)は、本募集要領に基づき共同でCLT等を活用した先駆的な建築物の設計・建築等の実証事業を募集し、成果の有効性・普及性の高い優れた提案を選定します。実証事業の実施に当たっては、別に定める助成金交付規程によりその建築費等の事業経費の3/10もしくは1/2を上限に助成を行います。また、実証事業進行における課題解決のために設置する協議会について、運営費の定額を助成します。

2. 公募内容

2.1 公募する実証事業の内容

CLT 等を活用した建築物の設計・建築等を対象とします。また、提案する事業は、次の全ての要件に該当するものであることが必要です。

- (1) CLT 等を活用した先駆的な建築物を建築もしくは設計するもの。なお、次の項目 についても該当範囲内とします。
 - ア. CLT 等を部分的に利用するもの。
 - イ. 工作物等を建築するもの。
- (2) 実証する内容が明確であるもの。
- (3) 実証する内容を、協議会によって検討するもの。

本事業でいう「協議会」とは、提案する建築物等の建築に向けて、コスト縮減や普及といった課題の解決に取り組むために必要な関係者が集まる場のことを指します。協議会の形態は、必ずしも法人格を有する団体、法人格のない団体(いわゆる任意団体)である必要はありません。応募者の資格は2.2を参照してください。

(4) 提案した実証事業を、原則として平成29年3月末までに完了できるもの。 ただし、本事業は財政法第14条の3の規定により、翌年度に繰り越して使用する ことが可能な経費に計上されており、財務大臣の承認があった場合、最長で平成30 年2月末まで提案した実証事業を実施することができます。

(5) 提案した実証内容(2.3 に該当するすべて)を、平成29年3月末までに着手できるもの。

例えば建築費を計上する場合は、工事請負者と工事契約を行い、実証内容の少なく とも一部に着手しなければなりません。

(6) 資金計画が明確になっているもの。

2.2 応募資格者

応募者は、建築主等と協議会運営者の連名とします。建築主等と協議会運営者が同じ場合は単独とします。

(1)建築主等

建築主等とは、提案する建築物等の建築費等を支出する者とします。実証事業内容 が建築物の建築に至らないものは、提案内容を主体的に実施する者であって事業経費 を負担する者とします。

(2)協議会運営者

提案事業の進行管理を行うなど協議会を取りまとめる者とします。ただし、事業実施に係る経理能力及び事務処理能力を有し、助成費の受入が可能なことを要件とします。

例) 実証事業の取りまとめ担当者の所属する企業、経理規程を有する任意団体

2.3 公募する実証事業の種類

公募する実証事業は 2.1 の要件を満たし、種類は次のいずれか(組み合わせても可)と します。ただし、実証しようとする内容のみを助成対象とします。

- (1) 建築物の建築実証(助成率 3/10)
 - 例) CLT 等を利用した建築物を建築することにより、コスト縮減や施工方法の課題等を検討・確認するもの。
- (2) 建築物の設計実証(助成率 3/10)
 - 例) CLT を構造体として使用する建築物を設計するために、CLT 関連告示による仕様を実践、確認するもの。
- (3) 部材の性能実証等(助成率 1/2)
 - 例) CLT 等を利用した建築物を設計・施工するために必要な構造、防耐火、遮音、断熱、耐久性等の性能試験を行うもの。

2.4 助成率の特例

- $2.3(1) \sim (2)$ の提案であって、検討委員会の審査結果を踏まえ、木構振および住木 センターが以下のいずれかに該当すると認めたものは、提案する実証事業に係る助成率の 上限を 1/2 とします。
 - 7. 提案建築物が中層以上(概ね4階以上)または中大規模建築物(概ね延べ面積300

m³以上)である場合。ただし、CLT等を構造部材として使用または他の構造部材と 併用するものに限ります。

イ. 熊本県内に建築する場合。

2.5 協議会運営費

実証事業を実施する上で必要となる、協議会の運営費として、定額を助成します。助 成額は120万円程度を上限とします。

2.6 計上できる経費等

2.6.1 実証事業費

2.3 で提案する実証事業において計上できる経費は次の $(1) \sim (3)$ のとおりです。

(1) 需用費

「需用費」とは、実証事業を実施するために必要となる材料費、消耗品費等の経費で、応募者の通常の運営に伴って発生する事務所の経費は除きます。

例) 建築資材、試験材料費、10万円未満*の計測機械、印刷製本費、等 ※計上できるものは耐用年数1年以内のものとし、目安としては取得金額が10万円未満とします。耐用年数が1年を超えるような備品等についてはリース、借上等にて対応して下さい。

(2) 役務費

「役務費」とは、実証事業を実施するために必要となる人的サービス等に対して支払う経費です。

例) 設計費、建設費、性能評価手数料、試験手数料、通信運搬費、等

(3) 使用料及び賃借料

「使用料及び賃借料」とは、実証事業を実施するために必要となる器具機械、会場等の借上げに必要な経費で、応募者の通常の運営に伴って発生する事務所の経費は除きます。

例)建築機械リース料、会場使用料、等

2.6.2 協議会運営費

実証事業を実施する上で必要となる、協議会の運営費において計上できる経費は次の $(1) \sim (5)$ のとおりです。

(1)技術者給

「技術者給」とは、協議会の運営に必要となる業務についての実働に応じた対価です。 協議会運営にかかる業務を行う者は、概ね2名とします。建築主等と協議会運営者が異 なる場合のみ計上が可能です。

(2) 旅費

「旅費」とは、実証事業を実施するために必要となる協議会開催について、協議会構

成員が会議に出席するための旅費・交通費とします。

(3) 需用費

「需用費」とは、実証事業を実施するために必要となる協議会開催に伴う印刷費・ 消耗品等の経費です。応募者の通常の運営に伴って発生する事務所の経費は除きます。 例)印刷製本費、等

(4) 役務費

「役務費」とは、実証事業を実施するために必要となる協議会開催に伴う通信運搬等の人的サービス等に対して支払う経費です。

例)通信運搬費、等

(5) 使用料及び賃借料

「使用料及び賃借料」とは、実証事業を実施するために必要となる協議会開催に伴 う会場等の借上げに必要な経費です。応募者の通常の運営に伴って発生する事務所の 経費は除きます。

例)会場使用料、等

2.6.3 計上できない経費

実証事業の実施および協議会の運営に必要なものであっても、次のものは計上できません。

- ・建物(実証事業において建設するものを除く)や土地等の不動産取得費、土地使用 料及び建物借り上げ費
- ・会議費(飲料費等)、セミナー等参加費
- ・実証事業で建築する建築物であっても、実証する項目と関連性のない部分の建設費
- 実証事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・上記の他、実証事業の実施に関連性のない経費

2.7 応募方法

別紙様式に従い申請書類を作成し、公募期間内に住木センターに提出していただきます。なお、提案事業の採択は書類審査により決定しますが、場合により応募内容のヒアリングを行うことがあります。応募期間および応募の詳細は「6. 応募方法」を参照してください。

2.8 事業規模

本事業規模は助成額(国庫補助金額)として全体で835,000,000円を予定しています。 採択する実証事業の目安は14件程度としています。

3. 提案事業の採択および事業実施方法

3.1 事業実施体制

本事業は、公募等の手続きを住木センターが、公募により採択された実証事業への助成

金の交付を木構振が担当します。公募に対する問い合わせは住木センターが受け付け、実 証事業の実施者に対する窓口も住木センターが担当します。

3.2 提案事業の審査

(1)審査の実施体制

提案事業は、学識経験者等からなる「CLT を活用した建築物等実証事業検討委員会」 (以下、「検討委員会」という。)において審査します。

審査の公平性、中立性の確保の観点から、委員の審査業務等について以下の制限を行います。

- ・委員は、本事業の公募に応ずることはできません。
- ・委員は、委員本人と関係を有する企業等が行った提案を審査する場合、当該審査に関わることはできません。
- ・委員は、委員本人または委員本人と関係を有する企業等が業務として、コンサルティング等を行った提案を審査する場合、当該審査に関わることはできません。

なお、委員会の議事録については非公開とし、審査に関する問い合わせには応じませんので、あらかじめご了承ください。

(2)審査の手順

提出書類について、応募の要件を満たしているか等について確認するとともに、提出書類の内容について書面審査を行って採択者を選定します。また、必要に応じ追加資料の要求やヒアリング等を行うことがあります。追加資料を要求したものの、指定した期日までに追加資料の提出がない場合や、ヒアリング等に応じることができない場合には審査の対象とならないことがあります。

3.3 提案事業の評価

提案事業の評価は、次のものを中心に総合的に行います。

【評価項目】

- (1) 使用する建築材料等の新規性・先進性
- (2) 実証内容の妥当性・適切性
- (3) 事業計画の実現可能性
- (4) 成果物の有効性
- (5) 地域材の利用拡大への貢献性

3.4 採択結果等の通知

検討委員会での審査結果をもとに、木構振および住木センターが採択する実証事業を決定し、応募者に通知します。また、採択されなかった場合についてもその旨応募者に通知します。応募者への通知は住木センターが代表して行います。なお、不採択の理由の問い合わせには応じられませんのでご了承ください。採択・不採択の通知は、12月下旬を予定しています。

また、提案事業が採択された者は、実証事業の事務手続等の詳細を説明する説明会に参加していただきます。説明会は住木センターで実施する予定とし、開催日時については採択通知発行後に別途ご連絡します。

3.5 助成金交付手続き

応募した実証事業が採択された者(以下、「実施者」という。)は、木構振が別に定める「CLT 建築物等普及促進事業 助成金交付規程」(以下、「助成金交付規程」という。)に従い助成金交付申請手続きを行っていただきます。実施者には、3.4 で案内した説明会において手続きの詳細をご連絡します。なお、助成金については、実証事業の内容について検討委員会の評価に基づき、予算の範囲内で、申請書に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、要望額についてすべて対応するものではありません。

3.6 実証事業実施期間

実施者が実施する実証事業の実施期間は、前項の助成金交付申請を、木構振が承認した日から、平成29年3月31日までです。ただし、本事業は財政法第14条の3の規定により、翌年度に繰り越して使用することが可能な経費に計上されており、財務大臣の承認財務大臣の承認があった場合、最長で平成30年2月末まで事業を実施することができます。実証事業の実施に係る経費については実施者が支払い、事業に要した経費のうち3/10、1/2もしくは定額を限度に、助成金交付規程に従い木構振が助成します。支払いは実施者の立て替えとし、助成費請求の詳細については別に定めます。

3.7 その他

同一の内容で、国の補助金等を受けている事業は応募の対象とはなりませんが、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることがあります。なお、本事業で採択された実証事業の経費のうち実施者負担分について、地方公共団体等が、上乗せして補助する場合、木構振はそれを妨げません。

4. 事業実施中及び事業完了後の留意点

4.1 事業の計画変更および中止

実施者は、やむを得ない事情のある場合を除き、採択され、承認された実証事業の内容を変更、中止、または廃止することはできません。ただし、事業計画および事業予算の変更、中止、または廃止について木構振の承認を得た場合はこの限りではありません。応募は、協議会の連携体制、実証事業の資金計画等を十分に調整した上で行ってください。

4.2 実績報告等

実施者は、実証事業が完了したときは、木構振及び住木センターが別途定めた様式にしたがい、実施した事業内容について実証を行う目的、課題、課題の解決に向けた取り組み、

成果等の実績を報告するとともに、図面、試験の成果、その他木構振及び住木センターが 指示する報告書類等を提出していただきます。また、事業終了後に開催予定の CLT 建築物 等普及促進事業成果報告会にて事業の成果を発表していただきます。

4.3 見学会等の開催

建築物の建築実証の実施者は、実証事業実施中に、CLT等の普及のために、建て方見学会や完成見学会等を実施することを必須とします。また、木構振、および住木センター、または林野庁のいずれかが提案建築物の見学等を求める場合、事業実施者は見学者の受け入れに協力していただきます。

4.4 成果等の取り扱い

(1) 成果報告書等について

木構振および住木センターは、4.2 において提出された報告書等について、一般に公開できるものとします。ただし、財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分について実施者が申し出た場合は、別に定める優先実施期間中に限り、その一部を公表しないことができます。

(2) 工業所有権等の取り扱いについて

実証事業により工業所有権等が発生した場合、実施者は、以下のア~ウの義務を負います。また、工業所有権を含む所有権の確立、維持等の費用は実施者の負担とします。

- 7. 実証事業を開始した年度の最初の日から5年以内に、実証事業の成果に基づく工業所有権等を出願し、もしくは取得した場合またはこれを譲渡し、もしくは実施権を設定した場合に、当該出願等を行った年度の終了後20日以内に木構振および住木センターに報告すること。
- イ. 木構振および住木センターもしくは国が公共の利益のために特に必要があるとして その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該工業所有権等を利用する権利を 木構振および住木センターもしくは国に許諾すること。
- か. 当該工業所有権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該工業所有権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、木構振および住木センターもしくは国が当該工業所有権等の活用のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該工業所有権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- ※ 工業所有権等とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権等のことをいいます。
- (3) 図面等の取り扱いについて

実証事業における建築物の図面等について、木構振および住木センターもしくは国が 事業成果の普及や調査等のために必要があるとして求める場合、4.2 で提出した報告書以 外の図面等についても PDF 等のデータを提出していただくことがあります。大臣認定等 の申請書類についても同様とします。

(4) 報告及び収益納付等

実証事業終了後5年間は、当事業による事業成果の実用化等に伴う事業成果の供給実績があった場合、その実績及び収益の状況を木構振に報告していただきます。また、当事業期間終了後5年間において、事業成果の実用化、工業所有権等の譲渡・実施権の設定またはその他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと木構振もしくは国が認めた場合には、木構振が助成した経費の額を限度として、助成金の全部または一部を納付していただきます。

4.5 取得財産の管理等

実施者は、実証事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を行って下さい。

実施者は、1件当たりの取得価格または効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具、もしくは不動産については、木構振の承認を受けないで助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することはできません。ただし、木構振の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、木構振が助成した額を限度として、その収入の全部または一部を納付させることがあります。

4.6 事後評価に関するアンケート・ヒアリングへの協力

実施者には実証事業終了後、事業の取り組み内容の調査、事業に関する評価のために、 モニター調査、アンケート調査やヒアリング等に協力していただくことがあります。

5. 情報の取り扱い等

5.1 情報の公開・活用

(1) プレス発表等

助成金交付申請が承認された実証事業については、事業名、実施者、概要等をプレス 発表し、併せて木構振もしくは住木センターのホームページに掲載します。

(2) 提案事業等の公表

広く一般に CLT を活用した建築物の実証事業について紹介するため、シンポジウム、 パンフレット、ホームページ等に提案事業内容、報告された内容に関する情報を使用する ことがあります。

5.2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。又、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

6. 応募方法

6.1 公募期間

平成28年11月9日 (水) ~平成28年12月6日 (火) 提出書類は12月6日 13時までに必着とします。

6.2 提出先、問い合わせ先、資料の配付

質問・相談については、電子メール等でお願いします。応募様式は、下記のホームページからダウンロードして使用してください。

〒136-0075 東京都江東区新砂 3-4-2

(公財) 日本住宅・木材技術センター 研究技術部

電話番号:03-5653-7662 FAX:03-5653-7582 (担当:大澤)

メールアドレス: gijutsu@howtec.or.jp

ホームページ : http://www.howtec.or.jp/ (応募様式のダウンロード可能)

6.3 提出方法

原則として、郵送とします。応募者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、応募者自身で確認できる方法(配達記録郵便等)で申し込みしてください。担当者に連絡の上、直接持参しても結構です。

提出書類の表書きには、「CLT 建築物等普及促進 協議会が取り組む実証的建築支援事業応募書類在中」を記入してください。(提出書類の差し替えは固くお断りします。)

6.4 提出書類

本募集要領による実証事業提案をしようとする方は、公募期間中に次表の応募書類一覧 に従って、必要書類を各1部揃えて提出してください。

表:応募書類一覧

分類	提出データ	書類名	提出部数	枚数制限	
様式1		提案申請書	1 部	A4 1枚	
様式 2		建築物の概要	1 部	A4 1~2 枚	
様式3	指定様式の	実証内容および実証計画	1 部	A4 1~2 枚	
様式 4-1	エクセル	事業予算書 (実証事業用)	1 部	A4 1~2 枚	
様式 4-2		事業予算書(協議会運営	1 部	A4 1~2 枚	
		用)			
添付資料 1	PDF	建築物の基本構想図	1 部	A4 1~2 枚も	
(任意様式・必				しくは A3 1	
須)				枚程度	
その他		上記の書類データを収め	1 部		
		た CD-R 等			
添付資料 2		建築主等および協議会運 1部			
(任意様式・必		営者応募者および事業協			
須)		力企業の会社案内等			

※注意事項

- 1)様式1~4は手書きは不可とします。1部を印刷し、データはCD-R等に記録して申請書に添えてください。
- 2) 様式 1~4 は青字の記載例を参考に、自由に記載してください(該当する全ての項目を記載してください)。様式1の申請書の応募者欄には必ず代表者印を押してください。
- 3) 添付資料1の「建築物の基本構想図」については任意様式とします。本事業で建築する 建築物において CLT 等をどのように使うのかが分かるような資料としてください (基本 設計図、イメージ図、コンセプト図等。手書き、文章のみでも可)。
- 4) 添付資料2の「建築主等および協議会運営者の会社案内等」については建築主等および協議会運営者の会社案内等とし、組織構成、事業内容、資本金等が分かる資料としてください。建築主が個人の場合は不要ですが、協議会運営者の資料は必要です。既に活動している協議会がある場合は、その資料も併せて提出してください。
- 5) 応募書類が募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- 6) 応募書類及び電子データを記録した CD-R 等はお返しできませんので、その旨あらかじめご了承ください。

平成28年度 CLT建築物等普及促進 協議会が取り組む実証的建築支援事業 提案申請書

			提出日:	平成28年	月日	3
木構造振興(株) 代表]	取締役 山田 壽夫 殿					
(公財)日本住宅・木材技	支術センター 理事長 古久	保 英嗣 殿				
下記内容で応募いた	こします。					
提案事業名:	○○施設新築工事の建築	実証				
1. 応募者名						
1)建築主等						
住所	〒136-0075 東京都江東区	区新砂3-4-2				
会社名等	(株)○○木材		(+ c	· 株		
代表者名	代表取締役 木材 太郎		材记) 式) 会 社		
2)協議会運営者						
住所	〒136-0075 東京都江東区	XOO				
会社名等	○○設計(株)		□	· 株		
代表者名	代表取締役 ○○		T T X	分式会社		
2. 応募事業の種類と内	<u> </u>					
1) 実証の種類(該当項目	に〇印。複数可。)	_				
(1)建築物の建築実	証 (2)建築物の設計実証	(3)部材の性能	定実証等			
2)使用材料の種類(該当	<u> </u>	体的に記載。)				
(1)CLT(直交集成标	反)(2)CLT以外の新たな	製品•技術(具体)	的に記載:)		
3) CLT等の主な使用方	法(該当項目に○印。複数可。	(2)(3)の場合は	具体的に記載。)		
(1)構造体 (2)部位	立・部品(具体的に記載:) (3)その他	(具体的に記述	載:)		
4)提案事業において実	証する内容(150字以内で簡潔	累に記載してくださ	(V) ₀)			
	様(ルート2)で設計するが、 ↑る。協議会において、接合					
3. 事業予算額						
1) 実証事業予算額	237,200,000	円(消費税込)				
2)協議会運営費予算額	1,120,000	円(消費税込)				
	事業を実施する協議会の構成					
	会運営者)、(構造設計)○∠ Ø)(株)■■、(試験)○○試]□建設、(原	木供給)△△ネ	林組合、	`
	要(主要な寸法、ラミナ構成、	強度区分、樹種、	供給体制等に	ついて記載して	ください。)
床パネル、屋根パネル 寸法:t=210、幅1m程度 ラミナ構成:7層7プライ(強度区分:Mx60-7-7 樹種:スギ 供給体制:(株)○○木材	A種構成)					
6. 担当者(協議会を運営	さし、取りまとめ担当となる方を記	記載してください。))			
住所	〒136-0075 東京都江東区	<u> </u>				
会社名•部署名等	○○設計(株) 設計部					
担当者名	00	電話番号	03	5-5653-7662		
E-MAIL	○○@○○.co.jp					

平成28年度 CLT建築物等普及促進 協議会が取り組む実証的建築支援事業 建築物の概要

提案事業名: ○○施設新築工事の建築実証	
1. 建築確認等(建築確認もしくは計画通知の要否)	
1)建築確認等の要否(該当項目に☑。)	
□要 □否(理由:)	
2)建築確認済書等の発行の有無(上記が要の場合、該当項目に☑。)	
□発行済 □申請中 □未申請	
2. 建築主等の概要(建築確認申請第二面の内容に準じる)	
1)建築主	
()
2)代表となる設計者	
()
3)構造設計者	
()
4)代表となる工事監理者	
()
5)工事施工者	
()
3. 建築物及びその敷地に関する事項 (建築確認申請第三面・四面の内容に準じる。建物情報は本事業に係るもののみ 等の細かな数値は概算でも可。計画段階の場合は現時点での数字で可。)	記載する。面積・高さ
1)建設地(市町村までで可)	
()
2)都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等(該当項目に2)。)	
(□都市計画区域内(□市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外)	至) □準都市計画区
3)防火地域(該当項目に☑。)	
(□防火地域 □準防火地域 □指定なし)	
4) 敷地面積	
()
5) 主要用途(本事業に係る部分)	
()
6) 工事種別(本事業に係る部分。該当項目に☑。)	
(□新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模	草の模様替)
7) 建築面積(本事業に係る部分)	
()
8)延べ面積(本事業に係る部分)	
)
9)建築物の高さ等(本事業に係る部分)	
【イ.最高の高さ】()

平成28年度 CLT建築物等普及促進 協議会が取り組む実証的建築支援事業 建築物の概要

提案事業名:	○○施設新	築工事の建築	英 実証	
【ロ.軒の高さ 】()
【ハ.階 数】地」	<u>-</u> () 地下()	
【ニ.構 造】	造	一部	造	
10) 許可·認定等				
()
11)工事着工予定日				
(平成 年	月	日)		
12)工事完了予定日				
(平成 年	月	日)		

[※]青字の記入例は削除してください。A4 1~2枚に収めてください。

平成28年度 CLT建築物等普及促進 協議会が取り組む実証的建築支援事業 実証内容と計画

提案事業名: ○○施設新築工事の建築実証

1. 実証事業の目的

1) 実証の種類(該当するものに☑。別紙1 2 1)の項目と同じ。)

☑建築物の建築実証 ☑建築物の設計実証 ☑部材の性能実証等

2) 実証事業の目的(なぜ取り組む必要があるのかを具体的に記載してください。)

○○施設をCLT告示仕様(ルート2)で設計するが、現状では○○の接合部データが不足している。また、接合金物についても○○を満たすものがなく、検討する必要がある。今回得られた仕様は○○や○○にも流用可能であり、汎用性・普及性が高い。

- 3) 実証事業で設定する課題(協議会で検討する課題を具体的に記載してください。)
- ・○○の性能を持つ接合部、接合金物の仕様選定。およびその構造特性値の取得。
- ・CLTパネル工法における○○のコスト縮減。
- 4)協議会の構成員(予定している構成員の所属と名前を具体的に記載してください。)

(設計)○○設計:○○(協議会運営者)

(構造設計)○△設計:○△ (施工)□□建設:□□、△△ (原木供給)△△森林組合:△▲

(材料)○○木材:○○ (金物)(株)■■:■■

(試験)○○試験センター:○△

2. 課題解決方法と実証事業計画

- 1)課題解決の方法(設定した課題をどのように解決する予定なのか具体的に記載してください。)
- ・接合部の仕様については○○設計が中心となり設計仕様、試験条件をとりまとめ、性能確認は○○試験センターが行う。CLTと○○の接合部のせん断、引張り試験を○条件○体行う。○○の条件に留意しながら最適最適を決定する。
- ・CLTパネル工法の○○コスト縮減については、CLT供給者と○○設計でパネルの割り付けを検討・決定し、搬入・建て方は○○工務店が中心になり検討する。
- 2) 実施計画等(平成30年2月末まで実施可能な場合の事業計画等をなるべく詳細に記載してください。)

<協議会の開催>

平成29年1月:第1回開催、問題点洗い出し

3月:第2回開催、着工前確認

5月:第3回開催、木工事進捗確認

8月:第4回開催、工事改善点等確認

12月:第5回開催、実証事業の取りまとめ検討

<設計>

平成29年1月~2月: 実施設計

1月~2月:構造設計

3月:建築確認申請

<施工>

平成29年3月: 工事契約

3月:着工、基礎工事

4月~7月:木工事

8月~10月:外装工事 11月~12月:内装工事

平成30年1月~2月:設備工事

<性能確認>

平成29年2月:接合部せん断試験、引張り試験 〇条件〇体

平成28年度 CLT建築物等普及促進 協議会が取り組む実証的建築支援事業 実証内容と計画

提案事業名:	○○施設新築工事の建築実証
3. 予定成果	
1) 予定成果物(提出可	能な成果物の内容を記載してください。)
	特性値、およびCLT接合部の最適納まりの検討過程。 ELTパネルコスト縮減比較資料。
2)本実証により得られ	る成果(本事業を実施することで得られる効果を自由に記載してください。)
事業者が同様の検討利用可能である。類似の	汎用性、低コスト性を念頭に試験・検討し、その過程を取りまとめることにより、他のを行う上で参考となる。また、同様の条件の建築物では強度データを構造設計に使り建築物として○や△があり、これらを設計する上で本事業の○○の部分を適用できる。CLTパネル工法の○○のコスト縮減により、○○の事例でも同様の工法で建
4. 他の補助金等の有 (国・地方公共団体等)	「無から受け入れている、もしくは申請中の他の補助金等がある場合は記載してください。)
1)他の補助金の有無	(該当するものに☑)
☑なし □あり(□]交付決定済 □申請中または申請予定)
2)上記がありの場合は	はその補助金名称等(本提案との区分についても記載してください。)

※青字の記入例は削除してください。A4 1~2枚に収めてください。

平成28年度 CLT建築物等普及促進 協議会が取り組む実証的建築支援事業 事業予算書(実証事業用)

提案事業名: ○○施設新築工事の建築実証

項目		金 額(円)	備	考
[実証事業の総額](申請する事業費) ※備考欄には助成額、自己負担の額を記載してくだ さい。		237,200,000	助成額	72,600,000 円
			自己負担額	164,600,000 円
			hely 7th late 1. Island / I. Island Late / A. V.	
1. 建築物の建築	(1)需用費		例)建築材料(材料支給)(
実証 (助成率3/10)	(2)役務費	200,000,000	例)施工費△△千円(内訴 工事○○千円、屋根工事	R:基礎工事○○千円、木 ○○千円)
	(3)使用料及び賃借料		例)工作機械リース 〇千	円×○台×○日
	計	210,000,000	うち助成額	63,000,000 円
2. 建築物の設計	(1)需用費		例)図面印刷費(○ページ)	○千円×○部
実証 (助成率3/10)	(2)役務費	20,000,000	例)設計費△△千円(内訴 人日、技術者B ○千円× △千円	R:技術者A ○千円×○ ○人日)、構造設計費△
	(3)使用料及び賃借料		例)会場使用料 〇千円>	〈○日
	計	20,000,000	うち助成額	6,000,000 円
3. 部材の性能実	(1)需用費	3,000,000	例)試験体材料費 ○千円	H×O体
証等 (助成率1/2)	(2)役務費	4,000,000	例)試験手数料 〇千円>	⟨○体
	(3)使用料及び賃借料	200,000	例)計測機械リース 〇千	円×○台×○日
	計	7,200,000	うち助成額	3,600,000 円
合 計	(1)需用費	13,000,000		
	(2)役務費	224,000,000		
	(3)使用料及び賃借料	200,000		
	計	237,200,000		

注1:備考欄には積算内訳(例:単価×員数)を必ず記載してください。金額は千円単位としてください。 設計費、施工費等、金額が大きくなるものについては詳細が分かるように項目ごとの内訳を記載してください。

注2:消費税込の金額を記載してください。

注3:黄色のセルは自動計算されますので変更しないでください。

平成28年度 CLT建築物等普及促進 協議会が取り組む実証的建築支援事業 事業予算書(協議会 運営用)

提案事業名: ○○施設新築工事の建築実証

項目		金 額(円)	備考
[協議会運営費の総額] (申請する事業費) ※備考欄には助成額、自己負担の額を記載してくだ さい。		1,120,000	助成額1,120,000 円自己負担額0 円
1. 協議会運営費 (1)技術者給 (助成率定額)		860,000	例)担当者人件費 ○千円×○人日
	(2)旅費	100,000	例)会議出席旅費 ○千円×○人回
	(3)需用費	10,000	例)資料印刷費 ○千円(○部)×○回
	(4)役務費	50,000	例)会議資料郵送料 ○千円×○回
	(5)使用料及び賃借料	100,000	例) 会議室使用料 〇千円×〇回
	==	1,120,000	うち助成額 1,120,000円
合 計	(1)技術者給	860,000	
	(2)旅費	100,000	
	(3)需用費	10,000	
	(4)役務費	50,000	
	(5)使用料及び賃借料	100,000	
	==	1,120,000	

注1:備考欄には積算内訳(例:単価×員数)を必ず記載してください。金額は千円単位としてください。

注2:消費税込の金額を記載してください。 注3:黄色のセルは自動計算されますので変更しないでください。